

令和4年度

第9回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和4年12月14日

湯沢市農業委員会

第9回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和4年12月14日(水)午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時40分

閉会 午後2時45分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	10番	加藤 エリ子
2番	伊藤 秀郎	11番	水戸 義昭
3番	瀬川 等	12番	姉崎 与志弘
4番	麻生 良子	13番	佐々木 昇
5番	佐藤 昇	14番	藤谷 清志
6番	宮原 正明	15番	由利 幸悦
7番	沓澤 弥		

2) 欠席した委員

8番	高橋 郁夫	16番	佐藤 栄子
----	-------	-----	-------

3) 遅刻した委員

なし

18名中16名出席
(午後 1時40分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	井川 信博
主 事	佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・報告第11号 第4回農地対策専門委員会の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請許可状況

3 議 案

議案 第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案 第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用配分計画の案の決定について

議案 第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第50号 宅地に付属した農地指定申請について

議案 第51号 相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を
行っている旨の証明願について

議 事	
議 長	<p>開会宣言 午後1時40分 委員総数18名中、ただいまの出席委員は<u>16名</u>であります。</p> <p>定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、<u>8番 高橋 郁夫 委員</u>と<u>16番 佐藤 栄子 委員</u>であります。</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、10番 加藤 エリ子 委員、11番 水戸 義昭 委員の兩名を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、会期についてお諮りいたします。</p> <p>本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p>
議 長	<p>本日の議題は、会務報告のほか報告2件、議案6件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p>
議 長	<p>(会務報告、朗読説明)</p> <p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p>
議 長	<p>次に報告第11号 第4回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p>

議長	(10番 加藤 エリ子 委員挙手) 10番 加藤 エリ子 委員。
議長	(第4回農地対策専門委員会の報告、朗読説明) 報告第11号 第4回農地対策専門委員会の報告についてご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	それでは只今の報告をご了承願います。 次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページから4ページをご覧ください。 1 賃貸借契約合意解約通知は39件で、面積は202,509.05㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが26件、経営縮小が5件、貸人の都合によるものが1件、第三者へ利用権設定するため3件、第三者へ所有権移転するため1件、高齢化によるものが2件、耕作者死亡のため1件となっております。 次に5ページの2 使用貸借契約合意解約通知は4件で面積が16,273.38㎡となっております。解約事由は、第三者へ利用権設定するため2件、耕作者死亡のため1件、貸人の都合によるものが1件となっております。 次に、3 公共事業等に伴う転用の届出であります。携帯アンテナの基地局の新設に伴うもので、面積が4.5㎡でありました。また、4の申請許可状況であります。先月の転用事業計画変更については、11月25日付けで県から承認しております。報告は以上です。
議長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	それでは、ご了承願います。
議長	次に議事に入らせていただきます。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。
議長	(井川班長、挙手) 井川班長。

井川班長	<p>議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和4年12月14日提出。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。3条使用貸借権設定は2件、面積が25,896㎡であります。申請事由は、農業者年金受給に伴う再設定と高齢による経営縮小によるものです。</p> <p>次に、議案書8ページと9ページをご覧ください。賃貸借権設定は6件で、面積が21,318.79㎡であります。申請事由は申請番号第8号及び12・13号が高齢による経営縮小で、申請番号9号と10号が兼業による経営縮小、申請番号11号が相手方の要望によるものとなっており、賃料は資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書10ページから13ページをご覧ください。所有権移転は13件、面積が34,189㎡であります。申請事由は、高齢による経営縮小が1件、経営縮小が8件、相手方の要望が2件、兼業による経営縮小が1件、生前一括贈与が1件となっております。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
4 番	3条所有権移転申請番号32号について、農地の割に比較的価格が高いような気がするが。
事 務 局	単価については双方の合意により決められていると認識している。
13番	適正価格かどうかはわからないが、湯沢駅裏の新興住宅地の一角で、場所的には価格が上がっている所だと思います。
議 長	他に質問はございませんか。
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第46号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。
議 長	<p>次に、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。</p> <p>議案書15・16ページ整理番号第394号から397号については2番 伊藤 秀郎 委員。16ページ整理番号398号が11番 水戸 義昭 委員。整理番号第399号から403号が15番 由利 幸悦 委員。整理番号第402号が18番 高橋 敬悦 委員となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限</p>

	<p>により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは経営基盤強化促進法利用権設定 整理番号第394号から第397号について審議いたしますので、2番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後 2時1分)</p>
議 長	<p>案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。</p> <p>令和4年12月14日提出。</p> <p>議案書15から16ページをご覧ください。経営基盤強化促進法利用権設定整理番号第394号から397号については、賃借権の再設定で面積が22,157㎡で、賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第394号から397号については、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>それでは、退席者の伊藤 秀郎 委員の着席をお願いいたします。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後 2時3分)</p>
議 長	<p>次に、整理番号第398号について審議いたしますので、11番 水戸 義昭 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(11番 水戸 義昭 委員、退席) (午後 2時3分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	<p>井川班長。</p>

井川班長	議案書 16 ページ利用権設定整理番号第 398 号は賃借権の再設定で、面積が 373 m ² 、賃料については総会資料の記載とおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手) 全員挙手。利用権設定整理番号第 398 号について、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 (11 番 水戸 義昭 委員、着席) (午後 2 時 4 分)
議 長	次に、整理番号第 399 号から 401 号について審議いたしますので、15 番 由利 幸悦 委員の退席をお願いいたします。 (15 番 由利 幸悦 委員、退席) (午後 2 時 5 分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案書 16、17 ページをご覧ください。経営基盤強化促進法利用権設定整理番号第 399 号から 401 号については賃借権の再設定で、面積が 11,895 m ² で、賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手) 全員挙手。利用権設定整理番号第 399 号から 401 号について、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 (15 番 由利 幸悦 委員、着席) (午後 2 時 6 分)
議 長	次に、整理番号第 402 号について審議いたします。18 番 高橋 敬悦 委員の

	<p>退席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後 2時6分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書17ページ利用権設定整理番号第402号については賃借権の再設定で、面積が992㎡で、賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。利用権設定整理番号第402号について、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 2時7分)</p>
議長	<p>次に、議案第47号 議事参与制限以外の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書17ページ整理番号第294号から議案書42ページ整理番号第367号までの議事参与制限以外の利用権設定について説明いたします。</p> <p>議事参与制限以外の利用権設定は100件で、内、賃借権設定の新規が30件、再設定が63件で、使用賃借権設定については新規が1件、再設定が6件となっております。面積は520,138.39㎡であり、賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第47号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。</p>

議 長	次に所有権移転について審議します。事務局より説明をお願いいたします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案書43ページから44ページをご覧ください。 所有権移転は6件、面積は17,452㎡で、申請事由は小作地解放によるものが1件、経営縮小によるものが5件で、売買価格は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
3番	整理番号16番の売買価格が他に比べて高いようだが、説明をお願いする。
事務局	譲渡人が、当時この農地を取引した際の単価設定で、収穫ができるサクランボの樹木が含まれる値段と聞いている。双方の話し合いで決められたものであり、お互い納得の上と解釈している。
11番	確かに高くは感じるが、やはり双方で了解しているのであればやむを得ないものと思う。
議 長	他に質問はございませんか。
17番	譲受人は、新規就農者ですか。
事務局	譲受人は、数年前から譲渡人の農地を手伝いながらサクランボの栽培について学んできた。今回はその経営を引き継ぐ形になる。新規就農者であるかは確認しておりません。
議 長	他に質問はございませんか。
議 長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手) 全員挙手。所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。次に利用権移転について審議します。 事務局より説明をお願いします。

議長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案書45ページをご覧ください。利用権移転は1件、面積は9,895㎡であります。申請事由は経営移譲によるものであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議長	(全員挙手) 全員挙手。利用権移転について、計画のとおり決定することといたします。
議長	次に、議案第48号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。 案件を事務局より説明をお願いいたします。
議長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第48号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和4年12月14日提出。
井川班長	議案書47ページから48ページをご覧ください。 農地中間管理事業(移転)の配分計画案は2件、面積は47,342㎡であります。 どちらも賃貸借権によるもので、賃料については、総会資料記載のとおりであります。申請事由は経営縮小による移転で、配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和4年12月27日となっております。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。 配分計画案について何かご質問ございませんか。

2番	申請農地面積について、移転する者の耕作面積から、移転を受ける者の耕作面積に、約4町7反ほど移動するという事か。
事務局	そのとおりです。
議長	他に質問はございませんか。
議長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは質疑を終了し、配分計画案について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第48号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」計画のとおり決定することといたします。</p>
議長	次に、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案書50ページ、5条「使用貸借権設定」申請番号第4号について審議します。事務局より説明をお願いします。
議長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」</p> <p>1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議の諮問するために同意を求める。</p> <p>2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。</p> <p>令和4年12月14日提出。</p>
井川班長	<p>初めに、5条「使用貸借権設定」申請番号第4号について説明いたします。議案書50ページ、議案附属資料22ページから28ページをご覧ください。</p> <p>申請内容は、既存住宅が手狭となり、2世帯同居が困難であることから、父名義の土地を借受けて一般住宅を建築するための転用で、申請地は、須川コミュニティセンターから北へ■■■■km、田畑中山会館から東へ■■■■kmに位置し、東・南側は宅地、西側は水路、北側は道路に隣接しており、農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。事業計画は、盛土等の造成工事を行わず、隣接する宅地と併せて住宅■■■■㎡、カーポート■■■■㎡、浄化槽■■■■㎡を整備する。事業費は、建物建設経費■■■■円、合計■■■■円で、全額借入となっており、融</p>

資証明で確認しております。被害防除計画については、隣接地と申請地で高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に行わず、汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流下となっております。許可判断として、申請地は第1種農地ではありますが、不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えます。

井川班長

次に、5条「所有権移転」申請番号第14号について説明します。

議案書51ページ、議案付属資料29ページから35ページをご覧ください。

申請内容は、昭和59年5月31日と平成元年2月27日に2度農地転用許可を受けておりますが、転用事業を断念し事業未了となっている農地について、令和4年11月25日付けで農地転用事業変更承認申請が承認されたため、農地転用事業を承継して住宅兼店舗・駐車場を整備するための転用であります。申請地は、湯沢文化会館から南へ■■■■km、湯沢市役所から北西へ■■■■kmに位置し、東側は水路、西・北側は宅地、南側は宅地に隣接しており、農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断しました。事業計画は、盛土等の造成工事を行わず、住宅兼店舗■■■■㎡、駐車スペース兼雪捨場■■■■㎡を整備し、事業費は、用地取得費■■■■円、施設建物建設経費■■■■円、測量・登記経費■■■■円、搬入費等諸経費■■■■円、合計■■■■円で、資金計画は自己資金と借入となっており、自己資金は通帳の写し、借入は融資証明で確認しております。被害防除計画は、隣接地と申請地で高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に行わず、汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下となっております。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしているものと考えます。

井川班長

次に、5条「所有権移転」申請番号第15号及び第16号について説明します。

議案書51ページ、議案付属資料36ページから44ページをご覧ください。

申請内容は、既存の宅地を探したが面積等の条件が合わなかったため、面積等の条件が良く宅地に適している申請地を取得し、宅地分譲するための転用であります。申請地は、幡野地区センターから南へ■■■■km、湯沢文化会館から西へ■■■■kmに位置し、東・南側は宅地、西・北側は道路に隣接しており、農地区分は、住宅が立ち並ぶ中の農地であり住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている地域であることから第3種農地であると判断しました。事業計画は、高さ■■m、土量■■■■㎡の造成工事を行い、3区画の宅地分譲地を整備し、事業費は、用地取得費■■■■円、設計費■■■■円、計■■■■円となっております。資金計画は全額自己資金で通帳の写しで確認しております。被害防除計画については隣接地に土砂等の流出がないように工事を行い、汚水・生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。ただし、都市計画法第8条第一項第一号に規


井川班長	<p>定する用途地域が定められている土地の区域外であり、建築条件付宅地分譲として転用許可申請を取り扱うものとし、別紙誓約書を求めています。</p> <p>次に、5条「所有権移転」申請番号第17号について説明します。 議案書52ページ、議案付属資料45ページから53ページをご覧ください。</p> <p>申請内容は、現在借家住まいで子ども大きくなり手狭となってきたことと、学校の近くに居住したいと考えたことから、申請地を取得し住宅を建築するための転用であります。申請地は、市立湯沢西小学校から南東へ■■■■km、県立湯沢高等学校から西へ■■■■kmに位置し、東・南・北側は宅地、西側は道路に隣接しており、農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地であると判断しました。事業計画は、高さ■■■■m、土量■■■■m³の造成工事を行い、住宅■■■■m²、駐車スペース■■■■m²、緩衝地■■■■m²を整備する計画です。事業費は、用地取得費が■■■■円、造成・整地費が■■■■円、施設建物建設経費■■■■円、測量・登記経費■■■■円、搬入費等諸経費■■■■円、合計■■■■円で、全額借入となっており、融資証明で確認しております。被害防除計画については、境界の既存ブロック塀、L型擁壁、緩衝地を設けて防除することとし、汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下となっております。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、13番 佐々木 昇 委員から報告願います。</p>
	<p>(13番 佐々木 昇 委員、挙手)</p>
議 長	<p>13番 佐々木 昇 委員。</p>
13番	<p>議案第49号の「5条使用貸借権設定」申請番号第4号及び「5条所有権移転」申請番号第14号から17号の現地確認について報告いたします。</p> <p>11月28日、15番 由利 幸悦 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>報告が終了しました。ここで質疑を行います。 何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問が無いようですので質疑を終了し採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p>


議 長	(全員挙手) 全員挙手。異議ないものと認め、議案第49号の農地法第5条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。
議 長	次に、議案第50号「宅地に付属した農地指定申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第50号「宅地に付属した農地指定申請について」 宅地に付属した農地指定申請書を受理したので、宅地に付属した農地の別段面積取扱基準第7条第1項の規定により指定の可否について決定を要す。 令和4年12月14日提出
井川班長	議案書54ページ、議案付属資料は54ページから59ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■の5筆で、地目は畑、面積は■■㎡となっております。申請人は隣接する宅地、■■■■、■■、■■、■■、■■、■■、■■、■■と一体的に取得するものです。11月28日、13番 佐々木 昇 委員と15番 由利 幸悦 委員、事務局2名の立ち会により現地確認を行ったところ、申請の内容は、宅地に付属した農地の別段面積取扱基準第4条の規定に該当するものと判断します。説明は以上です。
議 長	ここで、現地確認結果について、13番 佐々木 昇 委員から報告願います。 (13番 佐々木 昇 委員、挙手)
議 長	13番 佐々木 昇 委員。
13番	議案第50号の「宅地に付属した農地指定申請」に関する現地確認について報告いたします。 11月28日、15番 由利 幸悦 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、宅地に付属した農地の別段面積取扱基準第4条の規定に該当し、指定することに特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。
議 長	それでは、議案第50号「宅地に付属した農地指定申請について」質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。

	賛成の方の挙手を求めます。
議長	(全員挙手) 全員挙手。異議ないものと認め、議案第50号の「宅地に付属した農地指定申請について」、申請のとおり指定することを決定いたします。
議長	次に、議案第51号「相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を議題とします。 案件を事務局より説明をお願い致します。
議長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第51号「相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」 相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。 令和4年12月14日提出。 議案書56ページをご覧ください。申請者が相続した農地について継続して特例の適用を受けるための申請であります。相続人については、相続開始後、継続して適正な耕作が行われていることを確認しております。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議長	(質問なしの声あり) それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。
議長	(全員挙手) 全員挙手。議案第51号「相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、申請のとおり証明することに決定いたします。
議長	これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後 2時45分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和4年12月14日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 10番 加藤工川子 

署名委員 11番 水子義昭 